

三重県国民保護計画

住民説明会



国民保護関係者であることを示す特殊標章

平成17年9月

三重県防災危機管理局

資料目次

- 国民保護法とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 武力攻撃事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 緊急対処事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 国民保護法の3つの柱・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 国民の保護のための仕組み・・・・・・・・・・ 11
 - ・ 避難の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ・ 救援の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ・ 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・ 14
- 三重県国民保護計画の基本・・・・・・・・・・ 16

国民保護法とは

正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、

- 国・地方公共団体等の責務
- 避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

国民保護法のポイント

- **武力攻撃事態**等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。
- **武力攻撃事態**等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています。
- 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めています。
- **緊急対処事態**においても、**武力攻撃事態**等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしています。
- 国民の保護のための措置を実施するにあたっては、国民の基本的な人権の尊重に十分な配慮がなされます。

武力攻撃事態とは

武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、**武力攻撃**が予測されるに至った事態をいいます。

武力攻撃事態類型ごとの特徴

着上陸侵攻の場合

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

弾道ミサイルの場合

発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。

弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

N：核兵器 B：生物兵器 C：化学兵器

ゲリラ・特殊部隊の場合

突発的に被害が発生することも考えられます。

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（ダムなどの生活関連等施設など）の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。

NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

航空攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急対処事態とは

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

■ 緊急対応事態の分類①

～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する
施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

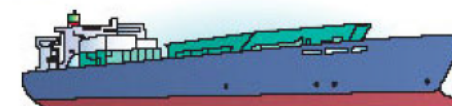
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。



危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。



多数の人が集合する施設及び
大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



緊急対応事態の分類

～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する
物質等による攻撃が行われる事態

事態例

ダーティボム などの爆発

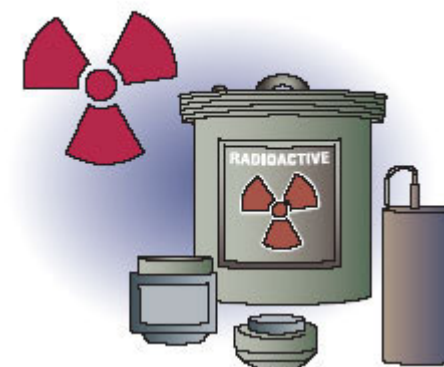
爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。



ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

破壊の手段として交通機関を
用いた攻撃等が行われる事態

事態例

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



国民保護法とは？

武力攻撃やテロから県民の生命、身体及び財産を守るため、県民の避難や救援、武力攻撃災害への対処の仕組みを定めたものです。

国民保護法 3つの柱

避 難



- 警報の発令
- 避難の指示
- 避難の誘導

救 援



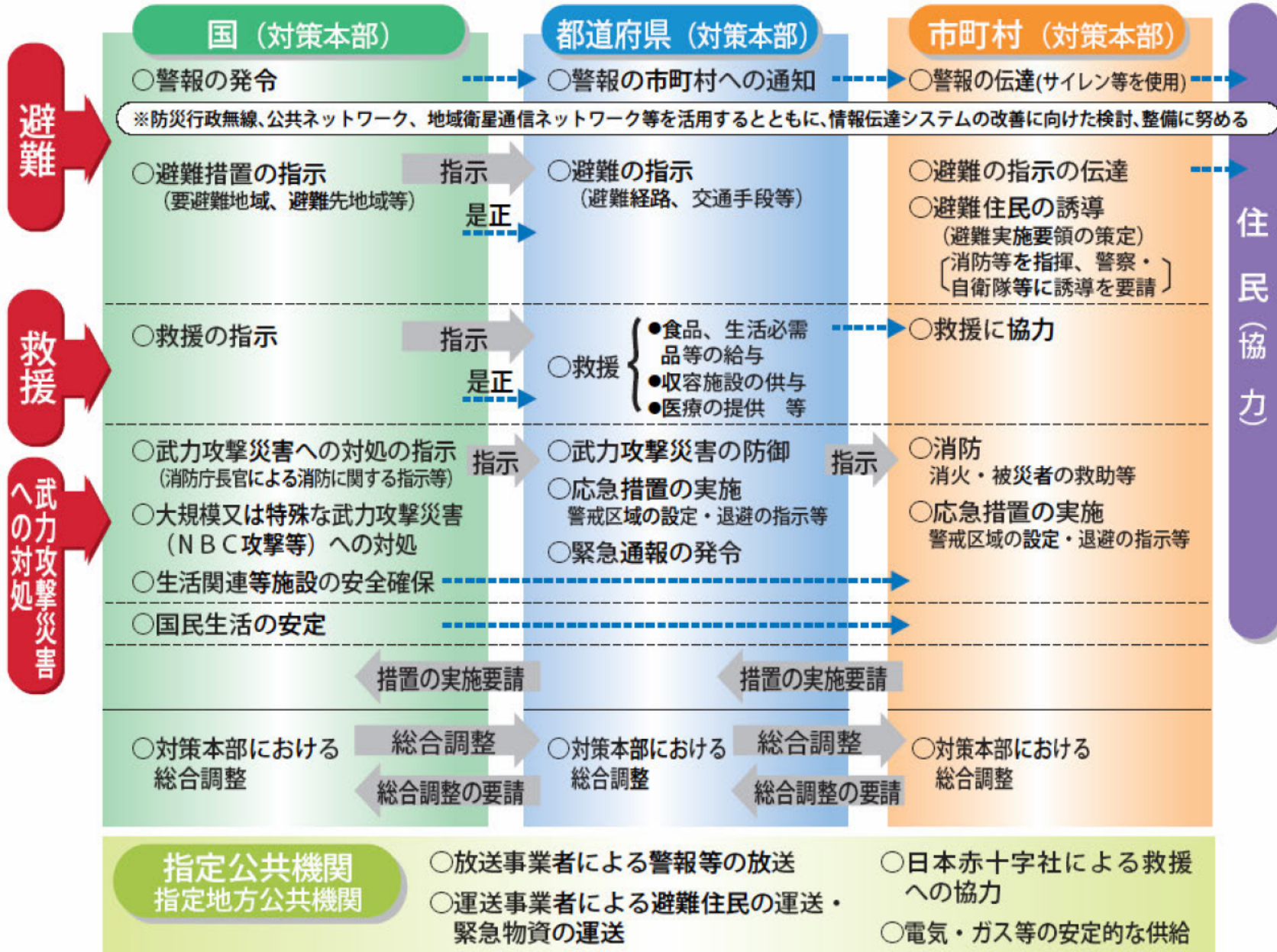
- 避難施設の提供
- 医療の提供
- 食品・飲料水の提供
- 生活物資の提供
- 安否情報の収集・提供

武力攻撃災害への対処



- 石油コンビナートやダム等の警備・立入制限
- 放射性物質などによる汚染拡大の防止
- 警戒区域の設定
- 消防・救助・救急活動

国民の保護のための仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

避難の仕組み

国

警報の発令・通知

武力攻撃事態等の現状と予測

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

住民や公私の団体に対し周知する事項

避難措置の指示

住民の避難が必要な地域

住民の避難先となる地域

住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

都道府県

警報の通知

武力攻撃事態等の現状と予測

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

住民や公私の団体に対し周知する事項

避難の指示

住民の避難が必要な地域

住民の避難先となる地域

主要な避難の経路

避難のための交通手段

など

市町村

警報が発令されました。
〇〇地区が攻撃を受けています。
落ち着いて行動してください。

避難すべき地域は〇〇 避難先は××
避難経路は□□ 避難方法は△△です
住民の皆さんは市町村の職員の誘導に従い速やかに避難してください

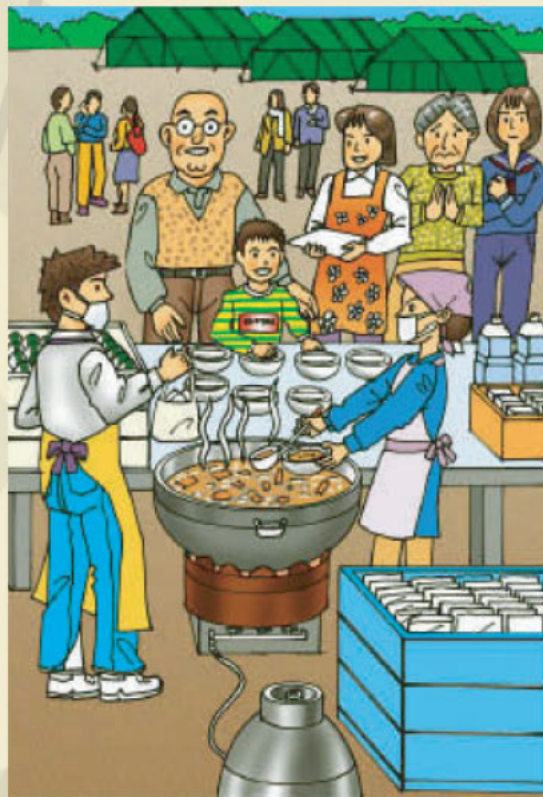


* 国民保護ポータルサイト(内閣官房)より

救援の仕組み

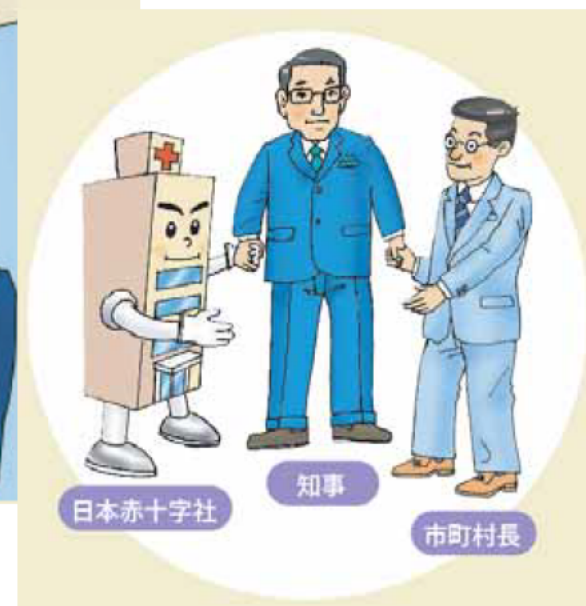
避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供



安否情報の収集や提供

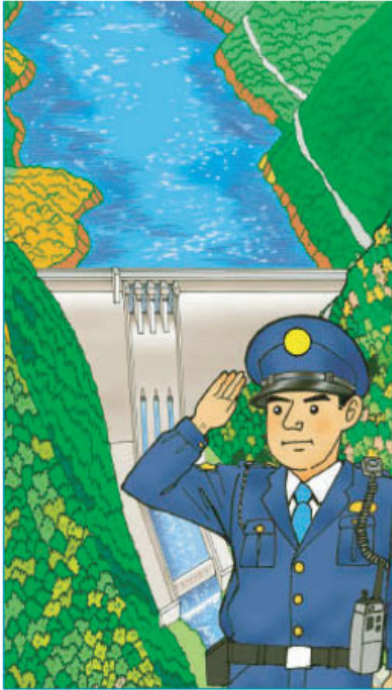
行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



* 国民保護ポータルサイト(内閣官房)より

武力攻撃災害への対処

ダムや発電所などの
施設の警備



化学物質などによる
汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らない
よう警戒区域を設定



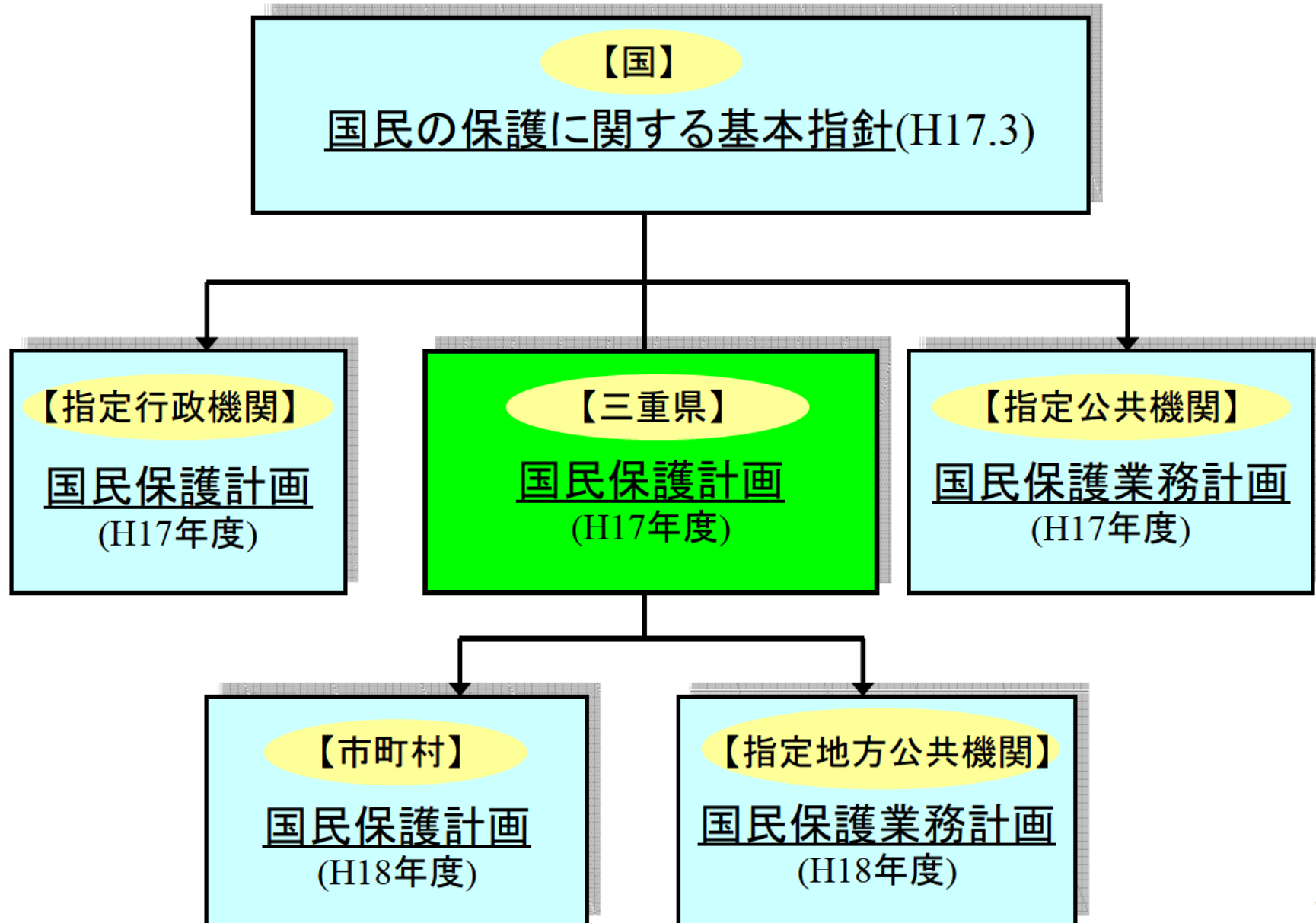
消防活動

消火や被災者の救助などの消
防活動



* 国民保護ポータルサイト(内閣官房)より

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」の位置づけ



三重県国民保護計画の基本

計画の目的

武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守る



避難、救援、武力攻撃災害への対処等の対策を的確かつ迅速に実施する

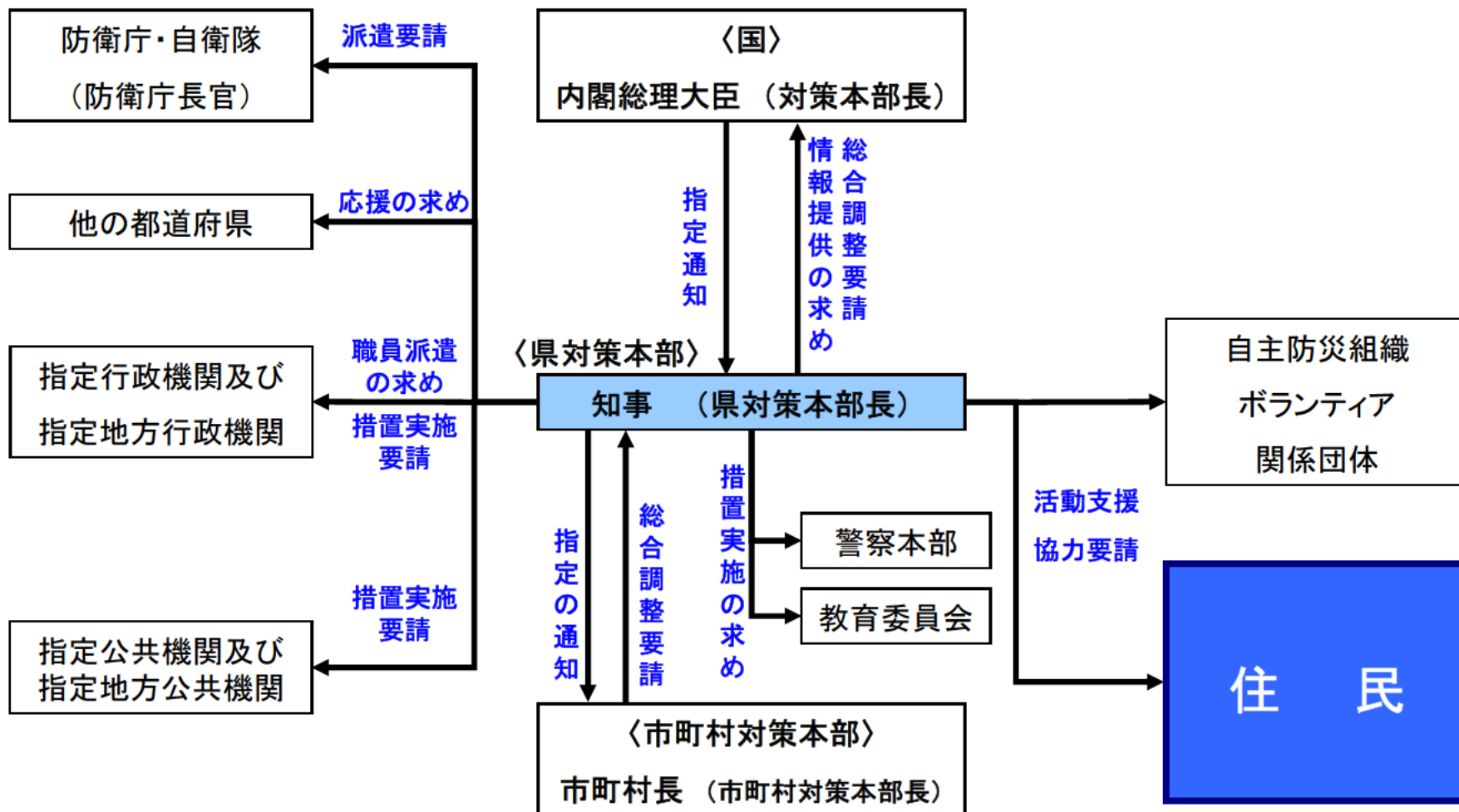
計画の基本方針

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 基本的人権の尊重、 | ② 国民の権利利益の迅速な救済 |
| ③ 国民に対する情報提供 | ④ 関係機関相互の連携協力の確保 |
| ⑤ 国民の協力 | ⑥ 指定公共機関等の自主性の尊重 |
| ⑦ 高齢者、障害者等への配慮 | ⑧ 安全の確保 |

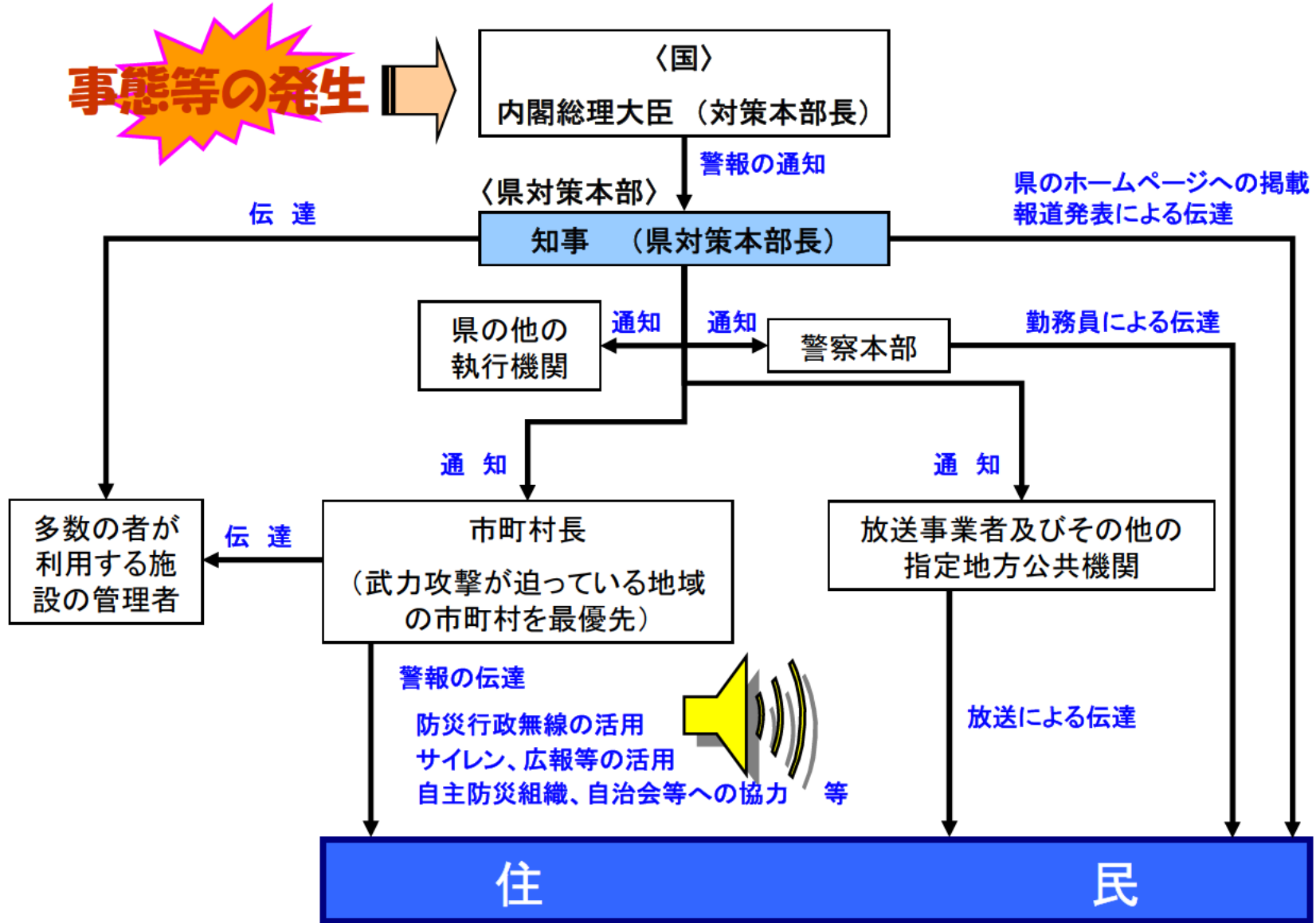
計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え及び予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

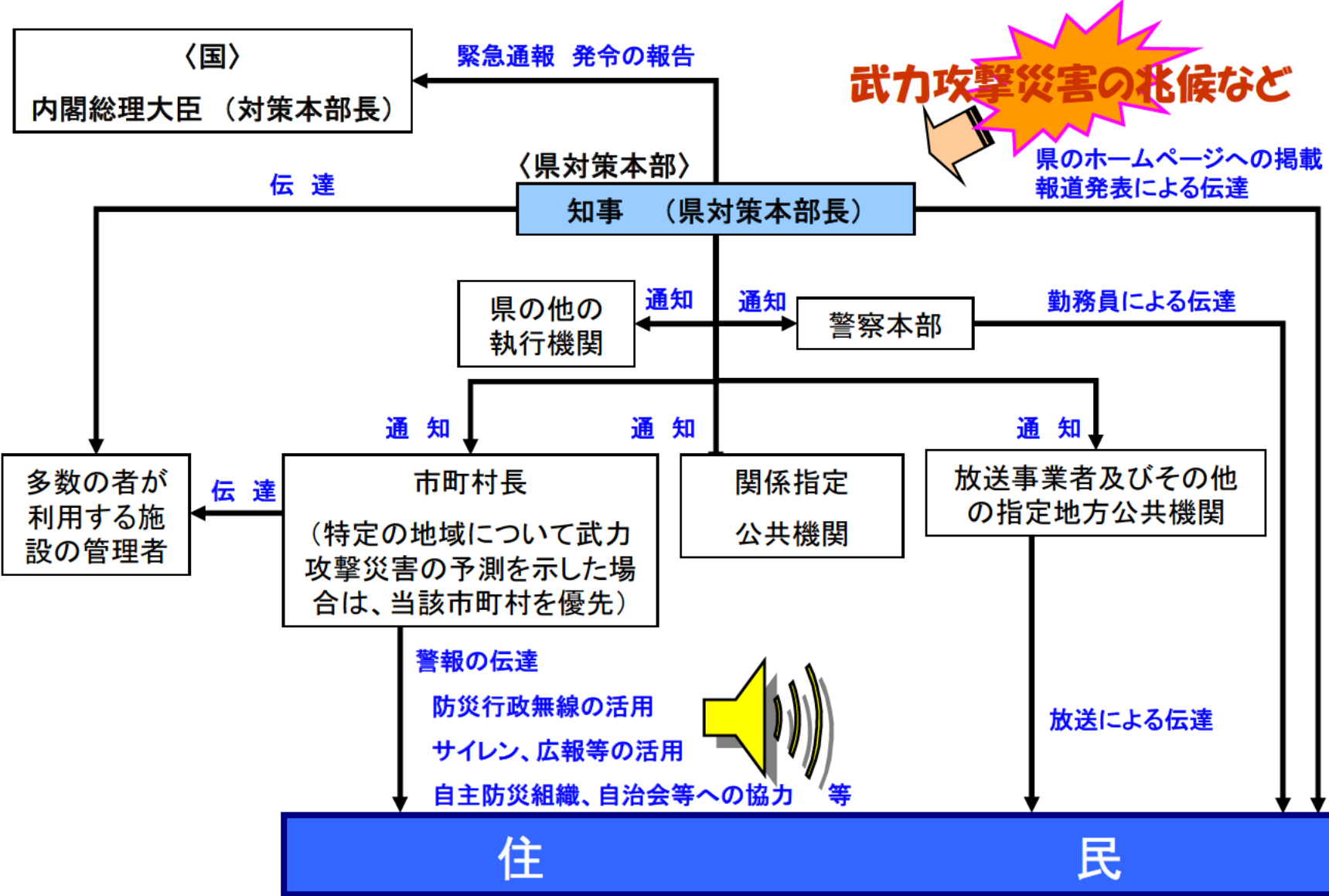
県対策本部と各関係機関との相互連携システム図



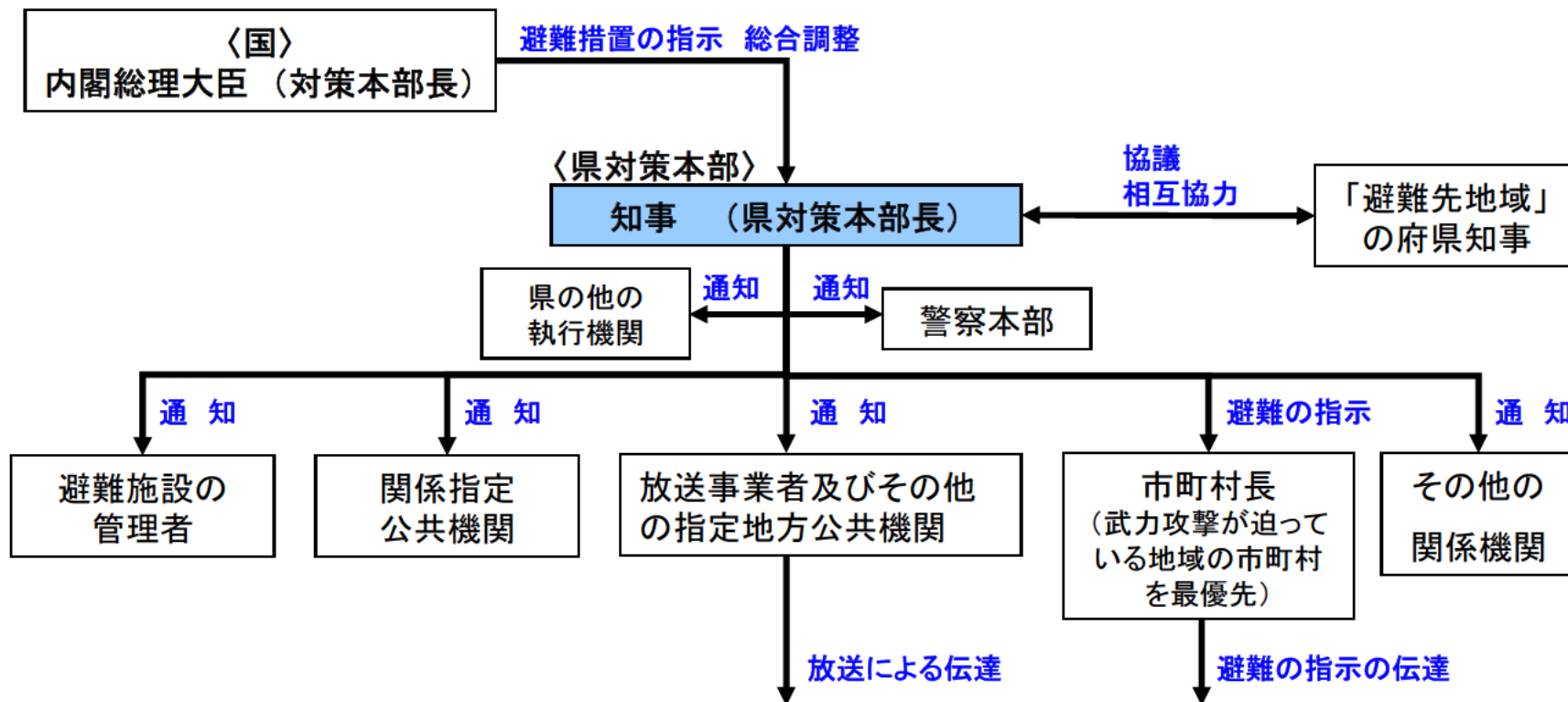
警報の通知及び伝達に関する措置関連図



緊急通報の通知及び伝達に関する措置関連図

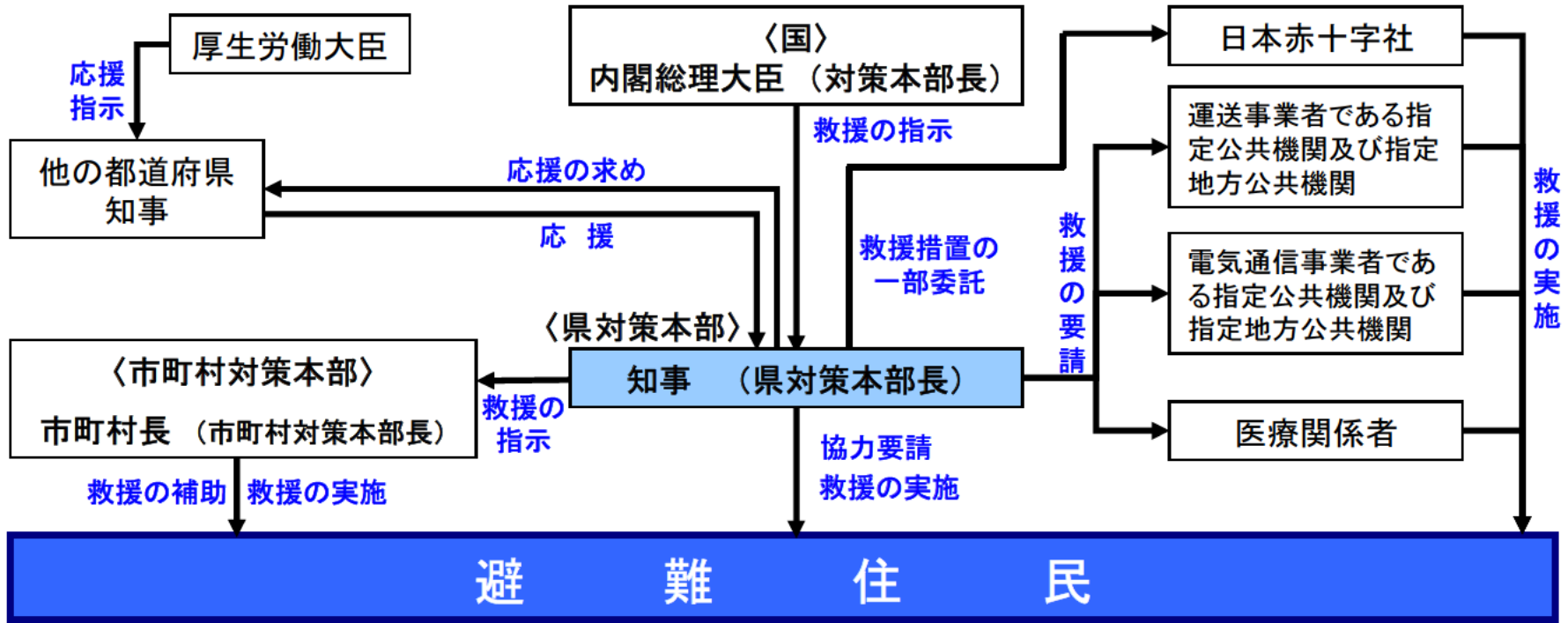


避難の指示等に関する措置関連図



住民	
<p>避難の指示において知事が示す内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難が必要な地域 ・住民の避難先となる地域 ・住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要 	
<ul style="list-style-type: none"> ・主要な避難の経路 ・避難のための交通手段及びその他避難の方法 	

救援に関する措置関連図



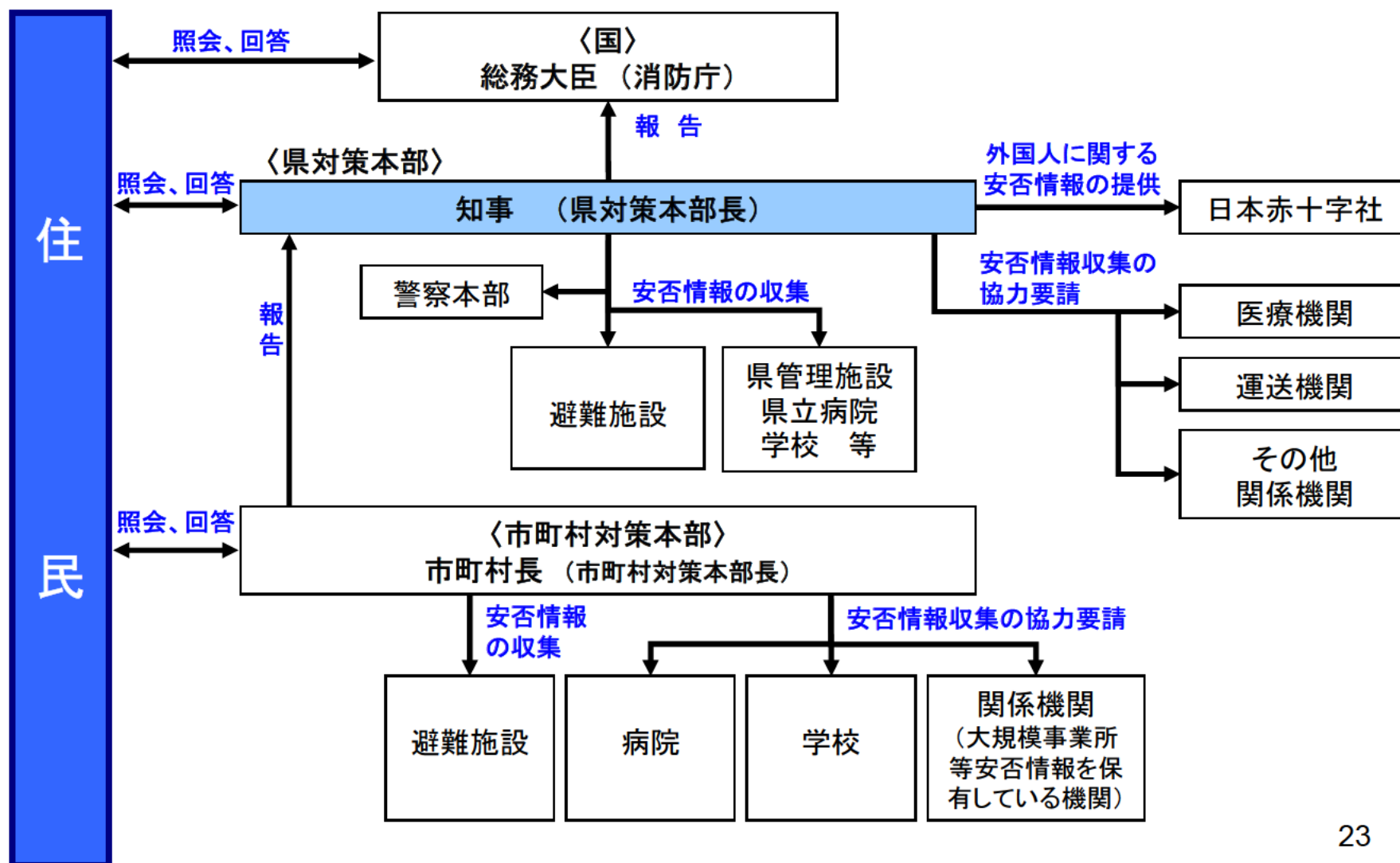
救援の内容

- ・収容施設の供与
 - ・食品、飲料水、被服、寝具その他の生活必需品等の給与又は貸与
 - ・医療の提供等
 - ・被災者の捜索及び救出
- 等

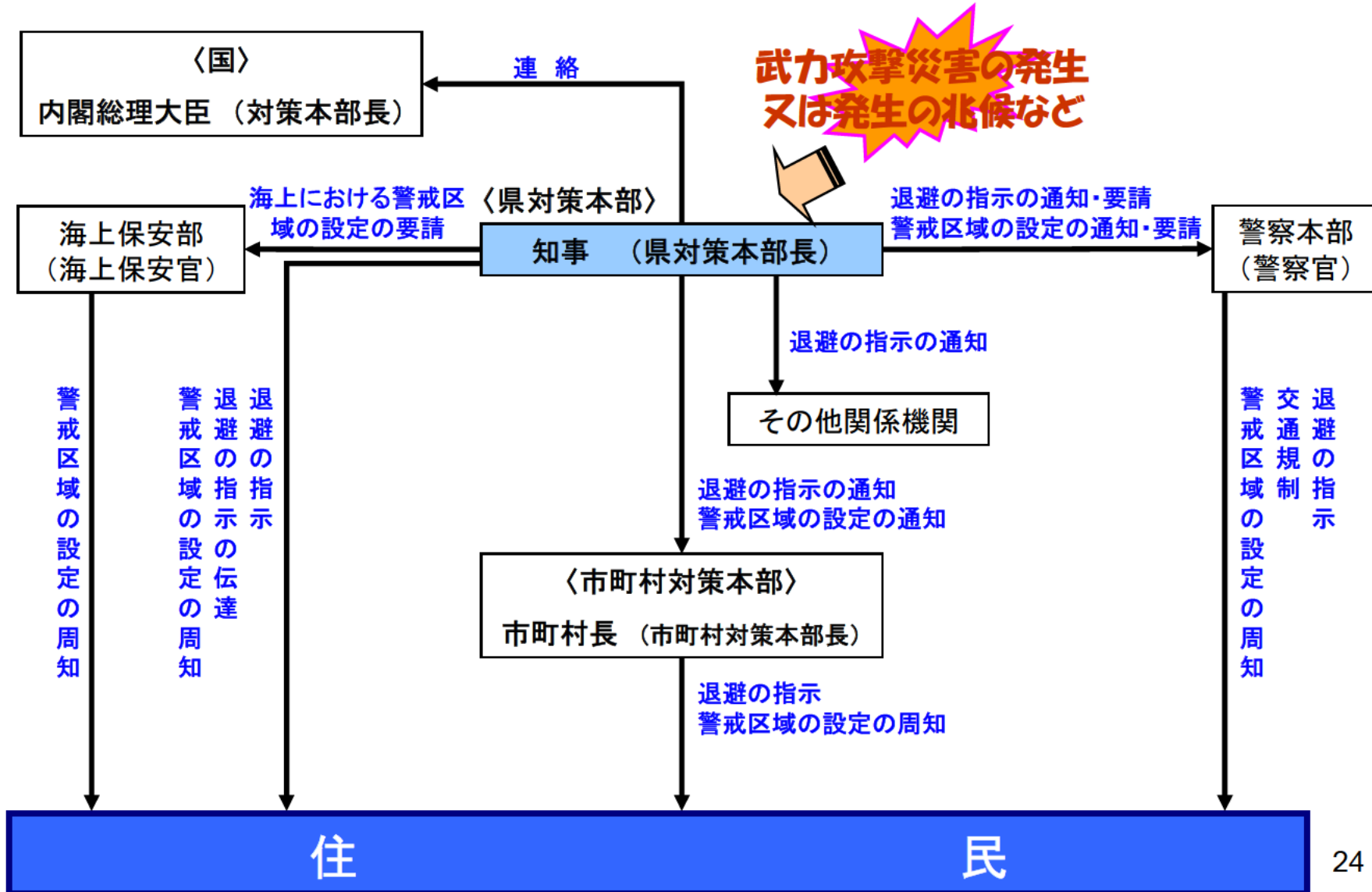
住民の協力等

- ・救援に必要な援助の協力
 - ・救援に必要な物資の売渡し
 - ・特定物資の保管
 - ・土地、家屋又は物資の使用の許諾
- 等

安否情報の収集に関する措置関連図



退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置関連図



終